

農地法第3条の規定による許可申請書

捨印
西町 豊田

令和2年4月1日

豊田市農業委員会会長 様

<譲渡人> 住所 豊田市西町△丁目×番地
氏名 豊田 太郎 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
<譲受人> 住所 豊田市西町◎丁目☆番地
氏名 西町 太郎 電話 (△△△△) △△-△△△△

下記農地(採草放牧地)について 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () を 移転 設定 (期間 年間)

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人	豊田 太郎	55	会社員	豊田市西町△丁目×番地		
譲受人	西町 太郎	60	農業兼 会社員	豊田市西町◎丁目☆番地	日本	—

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の 額 (円) (10a当たりの 額)	所有者の氏 名又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の 氏名又は名称
豊田市西町 〇〇丁目□□番	田	畑	500	5,000,000 (10,000,000/10a)	豊田太郎		
以下余白				(/10a)			
				(/10a)			
				(/10a)			
				(/10a)			
				(/10a)			
				(/10a)			
計	田						
	畑		500				

捨印

西町

豊田

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由

出来るだけ
正確・詳細に
記載する。

当 事 者	権 利 移 転 事 由
譲 渡 人	会社勤めが忙しく耕作が出来ず、また、売却代金を次男の住宅建設資金に充当したいので、売却します。
譲 受 人	申請地の隣接地に自分の耕作地があり、隣接地との一体利用により作業効率を上げるため、今般の申請に至りました。

<権利の種類>
権利の種類を記
入する。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権 利 の 種 類	所 有 権
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日又は令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日から 年 月 日まで
備 考	<権利を移転し、又は設定しようとする時期> 許可後直ちに権利の移転・設定がされる場合は「許可日」を○で囲む。 その他の場合は、「許可日」を見え消し（「許可日又は」にし、権利を移転・設定する日（予定日）を記入する。 <土地の引き渡しをしようとする時期> 上記の考え方にならって記入する。

<契約期間>
所有権移転の場
合は、二重線で
削除する。割
印

豊

西

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

捨印

西町

豊田

I 一般申請記載事項

譲受人の状況
農地基本台帳と合うように記入する。

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその専任役員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	6, 000	3, 000	1, 000	2, 000	—
	貸付地	3, 000	1, 500	1, 000	500	—
譲受人が 利用権等 で貸して いる土地						
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

譲受人が
利用権等
で貸して
いる土地

割
印

田

町

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	3, 000	500	1, 500	1, 000	—
	譲受人が 利用権等 で借りて いる土地	—	—	—	—	—
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地	—	—	—	—	—

譲受人が
利用権等
で借りて
いる土地

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又は等の状況

作付(予定)作物、作物別の面積を記入(現経営農地と申請地を合計したもの)

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採放牧地	合計
作付(予定)作物	水稻	※1	—	—	桃	—	—	—
権利取得後の面積 (㎡)	3,500	2,500	—	—	3,500	—	—	9,500

※1 大根、なす、かぼちゃ、芋など

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	軽自動車	
確保しているもの	所有	1		1	2	
	リース		1			別紙貸借契約書のとおり
導入予定のもの	所有	1				
	リース					
資金繰りについて		JA本店より借入				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(保証が確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれに記入してください。

譲受人以外の農作業に携わる世帯員等について記入する。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その	農作業経験等の状況
農作業暦 年	農業技術修学暦 年 その他 ()
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2名 (農作業経験の状況: 一郎12年 花子5年) 増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:) 増員予定: (農作業経験の状況:)

④ ①～③の距離又は時間

申請地までの平均通作距離、通作時間

から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均

平均距離	平均時間
5.0km	自動車・自転車・徒歩 (3) 分

(記載要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に○印を記入してください。

捨印

西町

豊田

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

譲受人が個人のときは記入しない。

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容等

信託契約の有・無	信託契約の内容（信託契約が有の場合のみ記載してください。）
有 ・ 無	

通常は無にチェックする。

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

（1）その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

常時従事者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
ア 西町 太郎	60	農業	本人	150日
イ 西町 一郎	35	農業兼会社員	長男	80日
ウ 西町 花子	30	農業	長男の妻	120日
エ 以下余白				

（2）その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		←										→
その者が農作業に常時従事する期間	ア	←										→
	イ					←→		←→		←→		
	ウ	←										→
	エ											

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

申請地周辺の農地の担い手と農作業の時期や農薬散布の方法等についてよく相談し、農業を通じて交流していきますので、周辺の農地に悪影響を及ぼすことはありません。